

役場からのお知らせ

八百津町役場 ☎43-2111

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 住民税係 まで

●平成21年分の確定申告・住民税申告(町民税・県民税)の相談日程について

本年も下記日程により申告相談を受け付けますので、ご利用ください。

■所得税還付申告のみ

2月9日・10日・12日・15日 午前9時00分～午後4時00分 役場北第二会議室にて

※給与所得・年金所得の所得税の還付申告(中途退職、医療費、所得税、住宅借入れ等)はぜひこの期間に申告をお願いします。この期間を過ぎますと大変混み合います。

■住民税・所得税申告

相談会場	開催日	時間
役場北第二会議室	3月2日(火)～15日(月) ※土日を除く	午前9時～午後4時
潮南出張所	2月16日(火)	午前9時30分～午後4時
福地出張所	2月17日(水)	午前9時30分～午後4時
久田見出張所	2月18日(木)・19日(金)	午前9時30分～午後4時
和知出張所	2月22日(月)・23日(火)・24日(水)	午前9時～午後4時
錦津出張所	2月25日(木)～3月1日(月) ※土日を除く	午前9時～午後4時

●注意事項

社会保険料控除(国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)について

1.国民年金保険料控除には証明書が必要です。(平成21年11月に社会保険庁より発送済み)

再発行の問い合わせ先 ☎0570-070-117(社会保険庁)

2.国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料の「納付済み通知書」は、該当者に全戸配布は致しませんので、申告に必要な方は、役場住民税務課にお電話をいただければ、「納付済み通知書」を郵送します。

消費税の申告については、簡易課税申告のみ申告相談を受付します。本則課税申告につきましては、税務署でお願いします。

贈与税申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日～3月15日の間です。税務署で申告相談を受けてください。

教育課

問い合わせ 教育課 スポーツ振興係 まで

●体育施設を使用するには、団体登録が必要です

町内の体育施設を使用するには、団体登録が必要となります。(毎年)

団体登録できるのは、8名以上(テニスコート使用は4名以上)で成人の監督者(責任者)が含まれる団体です。

登録用紙の提出先 : 教育委員会又は各出張所。

※ 登録用紙は、教育委員会事務局又は各地区出張所にあります。

※ 既に登録済みの団体は、事前に登録用紙を送ります。

※ 各地区の使用調整会議は、町内団体のみで行います。